

国自情第242号の2
国自整第221号の2
令和3年12月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

整備課長



自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い
及び自動車登録番号標交付時期猶予について（協力依頼）

政府全体で推進している引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（令和3年12月10日付国自情第242号、国自整第221号）」（以下「基本通達」という。）を別添のとおり発出し、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予する特例を認めることとしたところですが、本特例の適切な運用にあたっては、貴会の協力が必要不可欠なものとなりますので、本特例創設の趣旨に鑑み、以下の依頼事項についてご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

【依頼事項】

- ① 本件特例を受けている自動車の所有者から変更登録後の自動車登録番号標の交付に係る依頼があった場合は、基本通達4.の規定に基づき、適切に自動車登録番号標の交換を行っていただくこと。
- ② 基本通達5.の規定に基づき通知書（変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けていないことが明記された書面）が交付された場合、当該通知書を車検を依頼した自動車の使用者を通じ所有者に交付するとともに、すみやかに自動車登録番号標の交換を行うよう所有者に促していただくこと。
- ③ 本件特例を受けている自動車の所有者から当該自動車の売却等について依頼があった場合には、先に変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けてから売買・次の手続（移転登録等）を行っていただくよう当該所有者に促していただくこと。

- ④ ③の対応をしてもなお、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けずに、移転登録や抹消登録等の申請を行う際、当該自動車の変更登録後の自動車登録番号標の自動車登録番号標交付手数料（以下、「手数料」という。）が未納の場合、当該申請人等に対し、自動車登録番号標交付代行者（以下、「交付代行者」という。）から当該手数料もあわせて請求されます。

このため、未納の手数料がある旧所有者に対しては、当該自動車の売却等の依頼があった際に当該手数料を適切に負担するよう促すとともに、新所有者に対しては、交付代行者から未納の手数料も含めて請求されることを説明してください。

なお、未納の手数料の有無、当該手数料の合計額について、交付代行者から回答を得られる仕組みを構築する予定です。

国自情第242号
国自整第221号
令和3年12月10日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長
整備課長

自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い
及び自動車登録番号標交付時期猶予について

政府全体で推進している引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、自動車の所有者が引越に伴い使用の本拠の位置を含む変更登録申請を自動車OSSにより行う場合において、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予するよう特例として認めるにあたり、以下の要領で取り扱うこととしたので、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

1. 本特例の対象となる手続き

本件は、引越時の忙しい時に自動車の所有者本人が自動車検査証や自動車登録番号標の交換のために運輸支局等へ出頭することを不要とする特例のため、自動車の所有者本人が、引越に伴い使用の本拠の位置を含む変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車OSSにより行う場合（電子化されていない書類の提出が必要な手続きを除く）を対象とするものとする。

2. 自動車検査証の返付及び交付の手段

本特例の適用を受けることを前提に変更登録申請をOSSにより行った所有者において、OSSIFシステムから審査完了通知を受けた際は、追跡機能がある返送用封筒（例：レターパック、送料は所有者負担）を同封の上、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに自動車検査証（写しも可）を郵送させること。運輸支局等への郵送にあたっては、所有者負担の下で追跡機能がある方法で行わせること。

① 管轄変更のある（番号変更を伴う）使用の本拠の位置の変更の場合

自動車検査証（写しも可）の返付を受けた運輸支局等は、新たに交付する自動車検査証（備考欄に交換を猶予されている車体表示ナンバーが記載されたもの）を返送用封筒に封入の上、速やかに所有者へ郵送にて交付し、登録事項等通知書は運輸支局等にて保管する。なお、郵送の際、返付された自動車検査証が写しの場合には、速やかにその原本を返付するよう促す文書を同封すること。

② 管轄変更のない（番号変更を伴わない）使用の本拠の位置の変更の場合

自動車検査証（写しも可）の返付を受けた運輸支局等は、新たに交付する自動車検査証及び登録事項等通知書を返送用封筒に封入の上、所有者へ郵送にて交付する。なお、郵送の際、返付された自動車検査証が写しの場合には、速やかにその原本を返付するよう促す文書を同封すること。

3. 自動車登録番号標交付代行者との関係

各運輸支局等において、一日の業務終了後、本特例により自動車登録番号標の交付の時期が次回車検時まで猶予された自動車登録番号が示された登録番号一覧帳票を出力の上、自動車登録番号標交付代行者に通知する。

自動車登録番号標交付代行者において、当該登録番号一覧帳票により通知を受け、交付の時期が次回車検時まで猶予された変更登録後の自動車登録番号標については、所有者が交付を受けるまでの間は、適切な管理・保管を行うものとする。

4. 自動車登録番号標の交付

所有者（代理人を含む）は、変更登録後の登録事項等通知書及び自動車登録番号標の交付を受ける場合は、自動車検査証を使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の窓口へ提出する。

運輸支局等においては、提出された自動車検査証の備考欄を確認するとともに、変更登録前の自動車登録番号標の返納方法を確認し、変更登録前の自動車登録番号の記載を削除した自動車検査証及び保管していた登録事項等通知書を所有者に交付する。

自動車登録番号標交付代行者においては、提出された登録事項等通知書と自動車検査証を確認するとともに、変更登録前の自動車登録番号標の返納（出張封印の場合を除く）を受け、保管している変更登録後の自動車登録番号標を交付する。

5. 自動車登録番号標の交付を受けずに検査申請を受けた場合の取扱い

運輸支局等の検査部門等の職員は、継続検査等により有効期間が更新された自動車検査証と併せて、MOTAS から出力される通知書（変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けていないことが明記された書面）を受検者に交付する。

なお、この場合の特例違反に関する使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等への連絡は、MOTAS の業務連絡により自動的に行われる。

6. 自動車登録番号標の交付を受けない所有者の取扱い

5. の規定により、特例違反の連絡を受けた運輸支局等は、2. ①で保管していた当該自動車の登録事項等通知書に記載されている所有者に対し、当該登録事項等通知書及び自動車登録番号標の交付を速やかに受けることを求める旨の通知文書を同封の上、追跡機能がある方法にて送付するものとする。

郵送した登録事項等通知書が所有者に到達してから15日経過してもなお、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けない所有者がいることを確認した場合は、道路運送車両法 20 条違反の状態にあることから、運輸支局等より所有者に対して変更登録後の自動車登録番号標の交付をすみやかに受けるよう、電話連絡等により催促を行うものとする。

上記催促を繰り返し実施したにもかかわらず、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けない所有者については、反復性や悪質性の高さなどを総合的に判断の上、都道府県警察へ相談するものとする。

7. 未交付となった自動車登録番号標の取扱い

運輸支局等の職員は、以下の取扱いを行った際は、その旨を自動車登録番号標交付代行者に連絡するものとする。

- ① 自動車登録番号標交付代行者において管理・保管していた自動車登録番号標が不用となった旨 MOTAS の業務連絡により確認した場合
- ② 自動車登録番号標の交付を受けない所有者に登録事項等通知書が到達したことを確認した場合

①の場合、運輸支局等から連絡を受けた自動車登録番号標交付代行者は、当該自動車登録番号標について適切に廃棄処理を行うとともに、廃棄処理を行った場合にはその旨を運輸支局等に報告するものとする。

②の場合、運輸支局等から連絡を受けた自動車登録番号標交付代行者は、当該自動車登録番号標が不用となった旨運輸支局等から連絡があるまで当該自動車登

録番号標について引き続き適切な管理・保管を行うものとする。

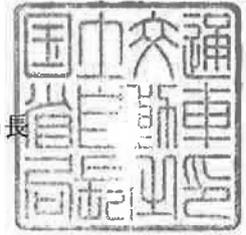
本通達は、令和4年1月4日から施行する。

国自情第245号の2

令和3年12月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願ひします。

国自情第245号
令和3年12月10日

地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和4年1月4日から施行する。

「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）の新旧対照表

改正案	現行
<p>封印取付け委託要領</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)受託者 封印の取付け委託を受けた者</p> <p>(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者</p> <p>(3)乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。</p> <p>ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合</p>	<p>封印取付け委託要領</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)受託者 封印取付け委託を受けた者</p> <p>(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者</p> <p>(3)乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。</p> <p>ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合</p>

オ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖繩総合事務局又は自陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車

(新設)

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

(新設)

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖繩総合事務局又は自陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成

車(エに規定する場合を除く)について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車(第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。)の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。))に限る。

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合

エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(封印取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

(1) 封印取付け責任者
施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に付した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

(2) 封印取付け担当者
自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け

した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車(第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。)の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合

(新設)

(事業場)

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。

(委託に当たっての考慮事項)

第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

(1) 封印取付け責任者

受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に付した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

(2) 事業場

受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付

業務を行う者。

- (3) 巡回封印取付け担当者
巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(4) 削除

(5) 削除

けを行うものとする。

- (3) 施封センター方式
乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設において行うことができるものとする。

この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

2 (新設)

(4) 巡回施封方式

丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。

この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(5) 出張封印方式

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、(2) から(4) までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3

条の保管場所を言う。以下同じ。) 等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請等に封印受託者名、出張封印を行うおとす自動車番号、出張封印、自動車登録番号標の返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を運搬なく交付代行者に返納等しなければならぬ。

第5条 (新設)

(封印取付けを行う施設等)
第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- (1) 甲種受託者
分室
- (2) 乙種受託者
営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者
構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者
所属する行政書士の事務所

2 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)及び車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。))は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。)等において行うことができる。

第6条 委託にあつての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業

第6条 (新設)

所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られなければならないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け受託者準則)

第7条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

(委託の制限)

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通

(封印取付け受託者準則)

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

(委託の制限)

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関す

事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があることを認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業

る特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があることを認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業

<p>自動車登録業務に十分精通した行政書士</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、<u>完検証</u>、<u>予備検証</u>、<u>保安基準適合証</u>等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、<u>変更登録</u>又は<u>移転登録</u>（<u>車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの</u>）（<u>登録令第40条</u>による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 <u>車両法第11条第2項</u>（<u>登録令第43条</u>の規定に係る場合を含む。）又は<u>第4項</u>若しくは<u>第6項</u>に基づく封印の取付け作業 		<ul style="list-style-type: none"> 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて<u>完検証</u>、<u>予備検証</u>、<u>保安基準適合証</u>等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、<u>変更登録</u>又は<u>移転登録</u>（<u>道路運送車両法</u>（<u>昭和26年法律第185号</u>）<u>第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの</u>）（<u>自動車登録令</u>（<u>昭和26年政令第256号</u>）<u>第40条</u>による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 <u>車両法第11条第2項</u>（<u>自動車登録令第43条</u>の規定に係る場合を含む。）又は<u>第4項</u>若しくは<u>第6項</u>に基づく封印の取付け作業
<p>自動車登録業務に十分精通した行政書士</p>		<p>自動車登録業務に十分精通した行政書士</p>	

<p>・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>		<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<p>・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>
<p>・（新設）</p>	<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<p>・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（<u>自動車登録令（昭</u> <u>和26年政令第256号）</u> 第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（<u>自</u> <u>動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</u> 	<p>・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<p>・「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 <p>・「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>
<p>・「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<p>・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 <p>・（新設）</p>
<p>・（新設）</p>	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<p>・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 <p>・（新設）</p>

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある
と認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある
と認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じて行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある
と認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第1.3条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第1.4条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

第1.5条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に
関し封印取付け報告書を提出させるものとする。
ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある
と認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある
と認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じて行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある
と認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第1.1条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第1.2条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

第1.3条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に
関し封印取付け報告書を提出させるものとする。
ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限

りではない。
2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存
しななければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取
付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種
受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第
2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者
及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第8条の規定による運
輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすこ
とができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、
丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委
託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第7条の規定
による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式（略）

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法
(昭和26年法律第185号) 第11条第1項又は第2項に係る
封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第
4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の
区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法 (昭和2
6年法律第185号) 第11条第1項又は第2項に係る封印の取
付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又

りではない。
2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存
しななければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取
付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種
受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第
2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者
及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運
輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすこ
とができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者、丙
種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託
書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定に
よる封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式（略）

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法
第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車
に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取
付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の
区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条
第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道
路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

(5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

(新設)

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

(4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

(1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第2条（5）エ、第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

(新設)

5 丁種受託者の場合

(1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第1.5条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覽及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第1.4条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(新設)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覽（第3号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

（出張封印確認書）

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

（変更届）

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

（手数料額）

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。
第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局長等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（手数料の請求）

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

（出張封印確認書）

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

（変更届）

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

（手数料額）

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。
第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局長等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（手数料の請求）

第13条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

<p>2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。</p> <p>(無償受託)</p> <p><u>第15条</u> 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができ。</p> <p>第1号様式(略)</p> <p>第2号様式(略)</p> <p><u>第3号様式(略)</u></p>	<p>2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。</p> <p>(無償受託)</p> <p><u>第14条</u> 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができ。</p> <p>第1号様式(略)</p> <p>第2号様式(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受託者 封印の取付け委託を受けた者

(2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

(3) 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）

に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあつては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)に提出する書類を作成した自動車(エに規定する場合を除く)について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車(第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。)の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(封印取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

(1) 封印取付け責任者 施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

(2) 封印取付け担当者 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

(3) 巡回封印取付け担当者 巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業

場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- (1) 甲種受託者 分室
- (2) 乙種受託者 営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者 所属する行政書士の事務所

2 受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。）等において行うことができる。

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け受託者準則)

第7条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委

託書（別記様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
自動車登録業務に十分精通した行政書士	・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取

	<p>付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受

託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

- 4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

- 2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日
に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び
第5号の丁種受託者としてそれぞれ第8条の規定による運輸支局長から封印取付け委
託書の交付を受けたものとみなすことができる。

- 2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第7条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。

平成 年 月 日

運輸支局長 印

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合

「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合

「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合
- (5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取付けを行う場合

(4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

(1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(封印取付け委託要領(平成18年10月4日付国自管第86号)第2条(5)エ、第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。)について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)

(3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。
(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

<u>封印取付け届出書</u>					
運輸支局長 殿			年 月 日		
下記の自動車について封印を取り付けます。				受託者 事業場 _____	
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格A列4判)

第2号様式

<u>封印取付け報告書</u>					
運輸支局長 殿			年 月 日		
年 月分			受託者		
封印取付け件数 00000 件			事業場 _____		
受入れ			払出し		
前月繰越		個	取付け		個
受入れ		個	不良品		個
			打損		個
			紛失		個
			残り		個
計		個	計		個

(日本工業規格A列4判)

封印取付け担当者及び営業所等一覧

(受託者名)

営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名

(日本工業規格A列4判)

国自情第246号の2

令和3年12月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願ひします。

国自情第246号
令和3年12月10日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を一部改正することに伴い、その具体的な運用についても別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

「封印取付け委託要領の運用等」(平成18年10月4日付国自管第87号課長通達)の新旧対照表

改正案	現行
<p>封印取付け委託要領の運用等</p> <p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について (1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法(昭和24年法律第108号)第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について (1) 委託先 ① (一社)日本中古自動車販売協会連合会(以下「中古自動車連合会」という。)の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体(以下「団体」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若し</p>	<p>封印取付け委託要領の運用等</p> <p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について (1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法(昭和24年法律第108号)第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について (1) 委託先 ① (一社)日本中古自動車販売協会連合会(以下「中古自動車連合会」という。)の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体(以下「団体」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若し</p>

くは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

① 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第1.2条第1項について

（甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者（以下「輸入自動車販売事業者」という。）、自動車登録業務に十分精通した行政書士（以下「行政書士」という。）、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

(7) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項については当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

くは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

① 行政書士法（昭和26年2月2日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第1.0条第1項について

（甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者（以下「輸入自動車販売事業者」という。）、自動車登録業務に十分精通した行政書士（以下「行政書士」という。）、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

(7) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項については当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(1) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示をすることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡すに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	<ul style="list-style-type: none"> 自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局長が指定した者への封印の引渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局長等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	<ul style="list-style-type: none"> 当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 譲渡証明書（写）等
変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

(1) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示をすることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡すに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	<ul style="list-style-type: none"> 自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局長が指定した者への封印の引渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局長等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	<ul style="list-style-type: none"> 当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 譲渡証明書（写）等
変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 承認印のある交換再交付申請書（写） 出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を写真
<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付け</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）</u>

6 基本通達第12条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確認書を交わすこととする。確認書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）に行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行え

車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 承認印のある交換再交付申請書（写） 出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を写真
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

6 基本通達第10条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確認書を交わすこととする。確認書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）に行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行え

るよう必要に応じ、基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

7 基本通達第1.2条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(4) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じ、基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(7) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第1.2条第4項について

るよう必要に応じ、基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

7 基本通達第1.0条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(4) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じ、基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(7) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第1.0条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに關して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(4) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(7) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自らの他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第1.2条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認められた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに關して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(4) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに關して再委託先である当該行政書士から再々委託先である他の行政書士に封印の取付けを依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(7) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自らの他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第1.0条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認められた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

10 基本通達別記封印取付け受託者準則第9条について

運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

10 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について

運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領の運用等

1 定義

本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。

2 基本通達第2条第3号について

(1) 委託先

完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。

(2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

3 基本通達第2条第4号について

(1) 委託先

- ① (一社)日本中古自動車販売協会連合会（以下「中古自動車連合会」という。）の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

- ② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

(2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

- ① 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

- ② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第12条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証(写)
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書(写)等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書(写)等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書(写)等

変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書(写) ・出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)に基づく車両法第11条第1項による封印の取付け</u>	<u>・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)</u>

6 基本通達第12条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

7 基本通達第12条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と

当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(ウ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第12条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(ウ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士（再委託先である当該行政書士）にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

10 基本通達別記封印取付け受託者準則第9条について

運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。

国自整第227号の2
令和3年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

別添

国自整第 2 2 7 号
令和 3 年 1 2 月 2 3 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業における「自動車 O S S による変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」に対する継続検査に係る取扱いについて

今般、「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和 3 年 12 月 10 日付け、国自情第 242 号、国自整第 221 号）により、特例を受けた車両に対する継続検査について、下記のとおり取扱いを定めたので、了知されるとともに遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 指定自動車整備事業における同一性の確認

指定自動車整備事業規則第 7 条第 2 項（自動車検査員の証明）に規定する道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 1 号（自動車登録番号）の確認については、自動車検査証の備考欄に記載されたプレート番号と車両に取り付けられた自動車登録番号標が同一である場合、事実と相違がないものとみなす。

2. 指定整備記録簿及び保安基準適合標章の記載

1. の取扱いをした場合は、指定整備記録簿の備考欄にプレート番号を括弧書きにて記載すること。また、保安基準適合標章（表）の右上余白部分にプレート番号を括弧書きにてサインペン等により黒色で記載すること。

(参考)

新自動車登録番号標の交付を受けていない車両の記載方法

新ナンバーの交付を受けていない車両の備考欄記載

備考

〔品川〕, 変更登録, [OSS]

ナンバープレート未交付〔プレート番号〕札幌599あ4620

〔かい離が発生した日〕令和4年1月7日



●指定整備記録簿

○依頼者の氏名等		(依頼者の依頼事項)	初度登録年月又は初度検査年月	
受付年月日	年 月 日		年 月	
依頼者の氏名 又は名称及び住所		(備考)	検査の年月日	
(札幌599あ4620)			年 月 日	
			年 月 日	
			限定保安基準適合証の番号	

備考欄にプレート番号を括弧書で記載

●保安基準適合標章

(表)

保安基準適合標章

年12月11日か (札幌599あ4620)

12月 25日

自動車検査番号
又は車両部分 品川 599 あ 2049

【注意事項】

1. 前面ガラスには取り付けられる場合には、点検部で折り返み上半分を自動車の前部から内側から前方に見やすいようにするとともに、前面ガラス内側の運転者の視野を妨げない位置にはり付けて下さい。
2. その他、自動車の運行中その前面に見やすいように表示する場合であっても点検部で折り返み上半分のみ表示することができません。
3. 保安基準適合標章の有効期間が満了した場合又は有効な自動車検査証及び自動車検査標章が交付され、交付された自動車検査標章を表示した場合等は速やかに取り外して下さい。

右上余白部分に
プレート番号を
括弧書きで記載

事 務 連 絡
令和3年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備事業班長

自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について

今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和3年12月10日付け、国自情第242号、国自整第221号）により、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予することとされましたが、自動車OSSにより変更登録申請をしたにもかかわらず自動車検査証の記載変更を行っていない場合、有効期間の更新ができないことから、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

令和4年3月25日
国自整第304号

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いいたします。

記

1. 自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
2. 作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
3. 特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧(抜粋)

	車両 タイプ	発生 時期	概 要	整備瑕疵の原因
1	乗用	R3.5	ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客より走行中にブレーキが効かなくなったとの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。	作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。
2	大型 トラック	R3.5	車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したことから車両を路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣車線を走行していた車両に衝突した。	車検整備時において、整備作業に不慣れた作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。
3	トラック	R3.8	車検整備し納車後、顧客より走行中に異音が生じたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。	クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があった。
4	乗用車	R3.11	車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷していた。	ブレーキキャリパを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことにより、車両振動によりドライブレジャクタブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。



別添

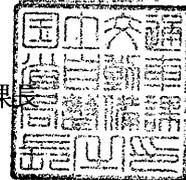
国自整第301号の3

令和4年3月28日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省

自動車局整備課長



「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので連絡します。

別添

国自整第301号
令和4年3月28日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成 7 年 1 1 月 2 1 日付け自技第 2 4 0 号）の一部改正について

1. 背景

- ・ 試作車又は組立車の道路運送車両の保安基準の適合性審査にあたっては、「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 1 1 月 2 1 日付け自技 2 3 9 号）により、現車審査に先立ち、国（地方運輸局）が書面審査を実施している。
- ・ また、書面審査の方法については、「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成 7 年 1 1 月 2 1 日付け自技第 2 4 0 号：以下「細部取扱い」という。）において運用している。
- ・ 今般、道路運送車両の保安基準の基準強化に伴い複雑化する基準に対して、書面審査の効率性向上を目的として細部取扱いを改正する。

2. 改正概要

- （1）道路運送車両の保安基準に基づく技術基準への適合性審査を効率的に実施するため、申請車両と同一構造を有した自動車の試験成績書を流用（キャリーオーバー）することで当該申請車両の試験成績書を省略する場合について、取扱いの明確化を行う。
- （2）協定規則第 13 号への適合性を証する書面については、自動車製作者により作成された技術基準適合検討書の提出をもって、試験成績書に代えることができることとし、技術基準適合検討書の様式を定める。

3. 改正年月日等

- （1）改正年月日：令和 4 年 3 月 2 8 日
- （2）適用年月日：改正年月日と同じ

○ 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて」(平成7年11月21日付け自技第240号)の一部改正について 新旧対照表
 制定 平成7年11月21日付 自技第240号
 最終改正 令和4年3月28日付 国自整備第301号

新		旧	
1～2 (略)	1～2 (略)		
3 書面審査 試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付書類の審査は、次により行うものとする。なお、改造通達の記2.(2)②及びび2.(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程を準用するものとする。	3 書面審査 試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付書類の審査は、次により行うものとする。なお、改造通達の記2.(2)②及びび2.(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程を準用するものとする。	提出書面 (略)	提出書面 (略)
審査内容 (略)	審査内容 (略)	能力強度等の基準 (略)	能力強度等の基準 (略)
計算書・検討書等の省略 (略)	計算書・検討書等の省略 (略)	備考 (略)	備考 (略)
3. 添付資料 (届出書の裏面を参照)が添付されていることを審査する。 (略)	3. 添付資料 (届出書の裏面を参照)が添付されていることを審査する。 (略)		
①～④ (略)	①～④ (略)		
⑤技術基準等への適合性を証する書面	試験成績書等により、基準に適合していることを確認する。		
	届出車両以外の試験成績書(試作車にあつては、協定期則第13号に係る試験成績書の場合は、別紙「技術基準適合検討書」とする。)により基準適合性を証明する場合は、当該車両の構造・装置が、試験成績書の試験車両と同一構造と認められ、かつ、試験車両と比較し同等又は有利な条件であると認められるものに限る。		
			(新設)

新				旧			
⑤~⑩ (略)	(略)	(略)	(略)	⑤~⑩ (略)	(略)	(略)	(略)
<u>附 則</u> 本改正規定は、令和4年3月28日より施行する。				<u>(新設)</u>			

(新設)

別紙
技術基準適合検査 協定規則第1.3号 制動装置試験（ブレーキ用）

試験項目	試験結果	基準値等	備考
制動場		全ての車輪を制動。	
1.制動圧調整		1.制動圧調整は、自動的かつ調整が行われるものであること。	
項目4 タイム-0試験 (低速度制動試験)	備考 試験値	フルブレーキ、センターアクスルブレーキ及び非フルブレーキ（併用） Z_4 （制動効率が） ≥ 0.5 セミブレーキ及び非フルブレーキ（併用） Z_4 （制動効率が） ≥ 0.15	
項目5 タイム-0の追加試験 タイム-1試験の単位試験	備考 試験値	フルブレーキ、センターアクスルブレーキ及び非フルブレーキ（併用） Z_{40} （制動効率が） ≥ 0.5 セミブレーキ及び非フルブレーキ（併用） Z_{40} （制動効率が） ≥ 0.15	
項目6 タイム-1試験	① ②	① $Z_{40} \geq 0.25$ ② $Z_{40} \geq 0.4 \times Z_{40}$ ・全ての車輪が自由に回転すること。 ・ブレーキの温度増分は80℃以下。	
項目7 タイム-1試験 (ブレーキ試験)	① ②	① $Z_{40} \geq 0.4$ ② $Z_{40} \geq 0.6 \times Z_{40}$ ・全ての車輪が自由に回転すること。 ・ブレーキの温度増分は80℃以下。	
項目8 自動ブレーキの制動試験		$Z_4 \geq 0.135$	
項目9 自動ブレーキの制動減速試験		減速率が毎秒1.00m/s ² 以上で発生した場合には最低車の圧力正しく減速以下に低下する前に、ブレーキの自動ブレーキ機能は自動的に作動すること。	
項目10 外部質量が制動装置の質量増分内圧力調整試験		外部質量が制動装置からエネルギーの供給を受ける場合、1.制動装置の質量増分内圧力調整装置の要求圧力の80%以上を維持できると。	
項目11 エネルギー蓄積装置の圧力調整試験	① ②	≤ 0.45	制動装置の制動圧は、8回以上の最大制動圧力を加え維持しているときのブレーキエネルギー蓄積装置の圧力(0.1)は、1.項目に最大制動圧力を加え維持しているときのブレーキのエネルギー蓄積装置の圧力は、0.5を帯びた値(0.2)以上であること。
項目12 エネルギー蓄積装置の圧力調整試験		ABSを装着した車両は、次のどちらかの要件に適合すること。 A.車のABS(項目10)の性能は、次のどちらかの要件に適合すること。	

<p>項目8 スプリングチャンスの内圧力調整</p>	<p>スプリングチャンスの圧力は、次のとおりからの要件に適合すること。 ・主制動装置のエネルギー：主制動装置の圧力は、250kPa以上。 主制動装置のエネルギーは、スプリングチャンスの内圧力が低減した状態になること。 ・主制動装置のエネルギー：主制動装置の圧力は、低減した状態に比べて、スプリングチャンスの内圧力が低減すること。</p>
<p>項目16 ISO1002 のデータ 前記に関する牽引車両及び 検査用車両の適合性</p>	
<p>項目17 電気式制動系を装備した車両の機能的適合性を 評価するための試験手順</p>	
<p>項目18 統合電子制動システムの適合性に関して適用す る特別な要件</p>	
<p>項目21 車体支持機構を装備した車両に関する 特別な要件</p>	<p>車体支持機構の作動 制動時の質量</p>
<p>項目5 外部装置が制動調整</p>	<p>値：数 ≤ 0.38 (セキトロー) ≥ 0.40 (フルトロー及びセンターアクスタクトロー)</p>
	<p>主制動装置が制動装置の圧力が制動ラインを規定圧力の80%以上確保する こと。</p>

注1. 直列しない項目については、注脚を記載すること。
 注2. 各試験項目における作動の順、順序等について変更可能とする。
 注3. 表中の備考欄については、適合により車体調整を記載してもよい。
 注4. 試験項目の車両、車体カテゴリー等による適用範囲に異なる内容の記載がある。(取組改正は異なる内容を含む)
 注5. 表中の試験結果欄については、制動値による数値での結果ではない項目は「無」・「不測」等による記載で差し支えない。

試験車の届出に係る制動装置試験結果について、試験結果の内容に相違がないことを証明し試験成績書の添付を省略します。

【試験自動車の試験結果に係る改訂番号及び補足改訂番号】

改訂番号： _____ 補足改訂番号： _____

【届出車両の車名、型式及び車台番号（製造番号）】

車名： _____

新	旧
<p>型 式： <hr/> 車台番号（製造番号）： <hr/> 自動車製作者の名称及び所在地 <hr/> 証明者の氏名 <hr/> 証明者の役職（所属・職名等） <hr/> 問い合わせ先（電話番号等） <hr/> </p>	

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

令和4年3月
整備課

〈改正の概要〉

1. キャンピング車の構造要件について

現行のキャンピング車の構造要件は、平成13年4月に施行し、現在まで運用しているところ。

今般のコロナ禍によりアウトドアレジャーが見直され、キャンピング車の利用方法も多様性が求められているところ、現在の使用状況を鑑み、以下2点について構造要件を見直す改正を行うこととした。

(1) 水道設備及び炊事設備を利用するための床面高さ

従来、水道設備及び炊事設備を有効に利用できる床面高さとして1,600mm以上有することを規定していたが、座って使用する等、比較的低い位置にある水道設備及び炊事設備を利用する場合があることから、これらについては有効に利用できる床面高さを1,200mm以上と改正することとする。

(2) 就寝設備の数

従来、キャンピング車の構造要件として、2名分以上の就寝設備を有することを規定していたが、今般のコロナ禍により最少人数でキャンピング車を利用する場面が増加しており、これらの場合には1名分の就寝設備であっても、車室内に居住する目的を達成するのに適切な設備を有すると認められることから、キャンピング車の就寝設備を1名分以上と改正することとする。

2. その他特種用途自動車の構造要件について

昨今の特種用途自動車の使用状況を鑑み、所要の改正を行うこととする。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成13年4月6日国自技第50号）新旧対照表

平成13年4月6日国自技第50号

改正令和4年3月1日国自整第278号

（傍線の部分は改正部分）

u003c/div>

新		旧	
1 用途区分通達4-1-1-1の自動車			
車体の形状	構造要件	構造要件	留意事項
電波監視車	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 (略) 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯 <u>（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていけないものを除く。）</u> 及びサイレンを有すること。	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 (略) 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	(略)
2 用途区分通達4-1-2の自動車			
車体の形状	構造要件	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づき病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づき病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に	(略)

1/8

-150-

新		旧	
	<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づき診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護師等が<u>作業を行うのに必要な空間を有していること。</u></p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。 <u>なお、他の部位と明確に区別ができる専用の設置場所を有する場合には、脱着式であってもよい。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づき診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護師等の<u>用に供する椅子を有すること。</u></p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3～6 (略)</p>	
3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車		3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車	
車体の形状 患者輸送車	構造要件 医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、	構造要件 医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、	留意事項 (略)
車体の形状 患者輸送車	構造要件 医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、	構造要件 医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、	留意事項 (略) <u>(新設)</u>

新		旧	
<p>患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車の形状には適用しないものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>		<p>患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車の形状には適用しないものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	
<p><u>種な目的に使用するための面積を算定するための設備を含むものとする。</u></p> <p>・<u>患者等の看護のために必要な薬品等を収納する棚等が設置された部分については、物品積載設備には該当しないものとする。</u></p>			
3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車		3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車	
<p>車体の形状</p> <p>検査測定車</p>	<p>構造要件</p> <p>検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検査等」という。)を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて</p>	<p>車体の形状</p> <p>検査測定車</p>	<p>構造要件</p> <p>検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検査等」という。)を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて</p>
	<p>留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・<u>ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体及びこれらに類する</u></p>	<p>留意事項</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	

新	旧
<p>は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p><u>ただし、検査等を行うのに必要な機械器具を構成するセンサー、アンテナ等、検出部は自動車の車室外に設置、展開して使用するものであってもよい。この場合において、特種な目的に使用するための面積には、車室外において検出部を調整するために自動車の車体外表面に設置された作業スペースを含めることができる。</u></p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p><u>2 1の作業スペースが屋根部に設けられている場合にあつては、作業スペースに至るための安全に昇降できる階段、はしご等</u><u>有していること。</u></p> <p><u>3～4 (略)</u></p>	<p>は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2～3 (略)</u></p>
<p><u>部位は、1「自動車の車体外表面に設置された作業スペース」に該当しないものとする。</u></p>	
<p>3-4 用途区分通達4-1-3 (4) の自動車</p>	<p>3-4 用途区分通達4-1-3 (4) の自動車</p>

新		旧	
車体の形状	構造要件	車体の形状	構造要件
キャンピング グ車	<p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1)就寝設備の数</p> <p>乗車定員の3分の1以上（端数は<u>切り捨て</u>ることとし、乗車定員<u>2人以下</u>の自動車にあつては<u>1人以上</u>）の大人用就寝設備を有すること。</p> <p>この場合において、大人用就寝設備を<u>少なくとも1人以上</u>有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1)水道設備</p> <p>水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	キャンピング グ車	<p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1)就寝設備の数</p> <p>乗車定員の3分の1以上（端数は<u>切り上げる</u>こととし、乗車定員<u>3人以下</u>の自動車にあつては<u>2人以上</u>）の大人用就寝設備を有すること。</p> <p>この場合において、大人用就寝設備を<u>2人以上</u>有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1)水道設備</p> <p>水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>
	留意事項		留意事項
	<p>(略)</p> <p>・2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>ク</u>において、「空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室内を拡張させることができ、構造上のものであつて、展開した状態において <u>2 (1) エ及び2 (2) クで規定する有効高さを満足する</u>場合を含むものとする。</p> <p>・乗車設備、<u>構造</u></p>	<p>(略)</p> <p>・2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>キ</u>において、「<u>上方には有効高さ1,600mm以上の</u>空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室内を拡張させることができ、構造上のものであつて、展開した状態において <u>洗面台等又は調理台等を利用するための床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有することとなる</u>場合を含むものとする。</p> <p>(<u>新設</u>)</p>	

新	旧
<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。)にあること。</p> <p>エ 洗面台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm(洗面台等の上端(蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。))が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm)以上の空間を有していること。</p> <p>(2)炊事設備</p> <p>炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。)</p> <p>ク 調理台等を利用するための床面から</p>	<p>要件で規定する設備(二層構造の上層部分に設ける就寝設備を除く。)及びその他構造要件で規定されていない任意の設備と兼用である部位は、6「専用の収納場所」に該当しないものとする。</p> <p>(2)炊事設備</p> <p>炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。)</p> <p>(新設)</p>

新		旧	
	<p>上方には有効高さ1,600mm（調理台等の上面が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm）以上の空間を有していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p><u>また、専用の収納場所を有する場合にあつては、「特種な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、脱着式の設備を当該格納場所に格納する面積を上限として、加えることができるものとする。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p>7 (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
キャンピングトレー	<p>キャンピングをすることを目的とした被けん引自動車であつて、キャンブ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	<p>キャンピングトレー</p> <p>キャンピングをすることを目的とした被けん引自動車であつて、キャンブ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	(略)

新		旧	
	<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件 2 (1)、(2)、(3)を準用する。</p> <p><u>なお、2 (1) エ及び (2) ク中括弧内は適用しない。</u></p>	<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件 2 (1)、(2)、(3)を準用する。</p>	
<p><u>附則 (令和 4 年 3 月 1 日国自整第 278 号)</u> <u>1 本改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</u> <u>2 改正前に登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあつては、本通達で定める自動車の構造要件に関し、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることとする。</u></p>			

国自技環第 199 号の 4
令和 4 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

別添

国自技環第199号
令和4年3月31日

各地方運輸局長 殿 }
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号) 別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

● 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付自技第193号）の一部改正について 別紙新旧対照表
 制定 平成9年9月19日付 自技 第193号
 最終改正 令和4年3月31日付 自技環第199号

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語 この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）<u>、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）</u>、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるものほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 「飛行場の設置者等」とは、<u>国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づき空港事務所の長、航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法第4条法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定に基づき公共施設等運営権を設定された者</u>をいう。</p> <p>(8)～(26) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語 この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）<u>、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）</u>、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるものほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 「飛行場の設置者等」とは、<u>国土交通大臣が管理する飛行場にあつては、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づき空港事務所の長、<u>それ以外の公共の用に供する飛行場にあつては航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）</u>をいう。</u></p> <p>(8)～(26) (略)</p>

第3 (略)

第4 申請者等

1、2 (略)

3 申請者は、申請日前6ヶ月間 (悪質な違反については1年間) 又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと (認定要領第9に係る申請及び第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請は除く。)

(1)、(2) (略)

第5 申請書並びに届出書及び添付書類

1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通 (地方運輸局長が副本の提出を要しないと認める場合は正本1通) を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。) により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車 (当該取消処分を受けた自動車を含む。) について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6ヶ月後及び1年後のそれぞれ直近の1

第3 (略)

第4 申請者等

1、2 (略)

3 申請者は、申請日前3ヶ月間 (悪質な違反については6ヶ月間) 又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと (認定要領第9にかかると申請は除く。)

(1)、(2) (略)

第5 申請書及び添付書類

1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。) により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車 (当該取消処分を受けた自動車を含む。) について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の一

ヶ月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更届出書を地方運輸局長が定める数提出するものとする。この場合において、変更届出書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に届出者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書並びに届出書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

6 申請者は、第1項の申請（第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請を除く。）に際し、第4第3項に該当する処分を受けていないことについて、基準緩和認定申請書別紙において宣誓するものとする。

第6 審査

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

6 申請者は、第4第3項に該当する行政処分を受けていないことについて、第1号様式（第5第6項関係）による宣誓書を提出するものとする。

第6 審査

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(3)主な運行経路

(3)その他の必要事項

2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たつて、特に次の各号について審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

(削除)

3～5 (略)

6 第3第6号、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第3第11号に規定する自動車にあつては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業者の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)のいずれもの規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～7 (略)

(4)その他の必要事項

2 第3第1号に規定する自動車であつて単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たつて、特に次の各号について審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(3)搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

(4)申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならぬ必要性
3～5 (略)

6 第3第2号から第6号まで、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあつては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する行政処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業者の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～7 (略)

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和の認定をしたときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、当該認定書の写し並びに申請書及び添付資料の副本（提出があつた場合に限る。）を送付するものとする。

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認められる場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとすると制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認められる場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が5点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

5 地方運輸局長は、第9第5項の規定により付された条件に従つた新たな基準緩和の認定の申請に基づき、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、自動車検査証備考欄に基準緩和の

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうち、第8号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認められる場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとすると制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認められる場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が5点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

(新設)

認定に付された期限を記載する手続を速やかに行わなければならない旨、指示するものとする。

第9 継続緩和の認定

1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2ヶ月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。

2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通（地方運輸局長が副本の提出を要さないと認める場合は正本1通）を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあつては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1) 少なくとも申請直前6ヶ月間における物品の輸送について、荷積み地点から荷卸し地点までの30回の輸送（同種物品について同日中に連続して繰り返し行った輸送については、当該一連の

第9 継続緩和の認定

1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。

2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあつては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1) 少なくとも申請直前6か月前における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること

輸送を1回とする。また、6ヶ月間で30回に満たない場合はその全ての輸送とする。)が次の資料により適切に実施されていると認められること

①、② (略)

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①、② (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2ヶ年間ににおける物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと

(削除)

(削除)

(削除)

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日(自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日)から起算して4年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状

①、② (略)

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①、② (略)

③ 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

④ 申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならぬ必要性

⑤ 今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと

① 第4項又は第5項第1号に基づく申請 申請直前の2カ年間

② 第5項第2号に基づく申請であって、③に掲げる申請以外の申請 申請直前の3カ年間

③ 第5項第2号に基づく申請であって、連続した2回目以降の申請 申請直前の4カ年間

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日(自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日)から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

況に応じて、期限を短縮することができる。

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車^が自動車検査証に付された緩和の期限内に第23第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合の基準緩和の条件及び制限並びに期限については、前項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限の他、「安全性優良事業所認定を有しなくなったときは遅滞なく新たな基準緩和の認定の申請を行うこと。」との条件を付し、期限は付さないものとする。ただし、必要と認められる場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を付すことができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車^が自動車検査証に付された緩和の期限内に第22第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

(1) 初回継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して3年を経過した日までを最長として当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して2年を経過した日までの期限を付す。

(2) 前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して4年を経過した日までを最長として当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付す。

(3) 前2号により処理された自動車^が第22第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。
地方運輸局長は、前2項の審査において、必要と認められる場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

6 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

7 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあっては、自動車製作者の指定した装置後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

(1) (略)

(2) その構造又は使用の様態が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①、② (略)

③ 自動車製作者等が本邦から外国に輸出する自動車（以下、「輸出自動車」という。）

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあっては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は

7 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあっては、自動車製作者の指定した装置後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

(1) (略)

(2) その構造又は使用の様態が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①、② (略)

(新設)

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあっては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は

使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

①～③ (略)

④ 地方運輸局長が認める自動車

2～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号(新型自動車等に限る。)及び第4項に規定する自動車であつて、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第23第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であつて、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(6)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(3) (略)

8 地方運輸局長は、第1項第2号①ニに規定するセミトレーラであつて、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(6)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(2) (略)

9 第1項第3号(同号③及び④を除く。)に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10 (略)

11 第1項第3号④に規定する自動車について、地方運輸局長がその

使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

①～③ (略)

(新設)

2～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号(新型自動車等に限る。)及び第4項に規定する自動車であつて、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第21第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であつて、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(3) (略)

8 地方運輸局長は、第1項第2号①ニに規定するセミトレーラであつて、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(2) (略)

9 第1項第3号(同号③を除く。)に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10 (略)

(新設)

妥当性を考慮した結果、必要と認めると保安基準の条項並びに期限、条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができるものとし、公示を行った地方運輸局長は、その内容を、他の地方運輸局長及び自動車局技術・環境政策課に対し通知すること。なお、公示を行うにあたっては、管轄する地方の独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と十分協議するとともに、必要に応じ自動車局技術・環境政策課の意見を聴取すること。

第11、第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号は除く。

(1)～(3) (略)

(削除)

(4) (略)

2 (略)

第14 重量緩和セミトレーラの特例

(削除)

第11、第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号及び第4号は除く。

(1)～(3) (略)

(4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

(5) (略)

2 (略)

第14 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により

定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外觀図及び計算書を提出するものとする。

1、2 (略)

3 第1項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。

(削除)

4、5 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約に関する書面

(8) (略)

3 (略)

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 (略)

2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表

2、3 (略)

4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。

5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

6、7 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約書

(8) (略)

3 (略)

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 (略)

2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表

第1その他、次に掲げる資料を添付すること。

(1)申請する自動車の特定できる書面(輸出自動車にあっては、同一型式であると特定できる書面及び輸出自動車の特定できる書面)

(2) (略)

(3)運行計画(輸出自動車は除く。)及び運行経路図

3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限(輸出自動車は除く。)及び運行経路を限定するものとする。

第17 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1、2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(6) (略)

(7)遵守事項の誓約に関する書面

(8)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供す

第1その他、次に掲げる資料を添付すること。

(1)申請する自動車の特定できる書面

(2) (略)

(3)運行計画及び運行経路図

3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定するものとする。

第17 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1、2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(6) (略)

(7)遵守事項の誓約書

(8)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供す

る自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第7項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約に関する書面

(5)、(6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 遵守事項の誓約に関する書面

(6)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車とは次に掲げるものとする。

(1)、(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

る自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約書

(5)、(6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 遵守事項の誓約書

(6)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1)、(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとするとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約に関する書面

(5)～(11) (略)

3 (略)

第21 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとするとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(削除)

(5) (略)

2、3 (略)

第22 風力発電設備等を輸送する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車であって風力発電設備を構成する単体物品（以下、「風力発電設備用単体物品」という。）を輸送するものにあつては、申請により、保安基準第2条（長さ）、第4条（車両総重量）又は第4条の2（軸重等）について、当該自動車の性能の最大値で認定することができるものとする。なお、審査は第6に準じて行うものとし、必要に応じ、道路管

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとするとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約書

(5)～(11) (略)

3 (略)

第21 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとするとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 主な運行経路

(6) (略)

2、3 (略)

(新設)

理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取すること。

2 前項の申請（継続緩和の認定の申請を除く。）をしようとする者は、第5に定める申請書及び添付資料に加え、自動車の性能の最大値を証する書面及び最大値での認定が必要な旨の理由書を提出すること。

3 地方運輸局長は、風力発電設備用単体物品及びその他の単体物品又は幅広貨物を輸送する自動車の基準緩和認定に当たっては、それぞれの輸送を行う際に必要と認める条件又は制限を付すものとする。

4 第1項の自動車に係る継続緩和の認定を申請しようとする者は、第9第2項に定める申請書及び添付資料に加え、風力発電設備用単体物品輸送に係る特殊車両通行許可証の写しを提出すること。また、輸送実績一覧表には認定期間中の全ての輸送実績を記載して提出すること。

第2.3 行政処分等

1、2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定（第9号にあっては、従前の基準緩和の認定に限る。）は失効するものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 第8第1項又は第9第4項及び第5項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

(4)～(8) (略)

(9) 第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づく認定がなされた場合

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車並びに第9第5項の規定に基づいて条件が付された自動車の運行状況の

第2.2 行政処分等

1、2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 第8第1項又は第9第4項、第5項及び第6項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

(4)～(8) (略)

(新設)

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

把握に努めるものとする。

申請様式及び参考様式

【別紙のとおり】

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

【別紙のとおり】

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12
関係）（略）

別表第3 （略）

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）（略）

附則（令和4年3月31日国自技環第199号）

（適用時期）

1 この要領は令和4年4月1日以降の基準緩和認定の申請及び届出
について適用する。

（経過措置）

2 令和4年3月31日以前に第4第3項の処分を受けた者が、基準
緩和の認定の申請を行う場合、第4第3項は改正前の規定を適用す
る。

3 この要領による各申請書等の様式は、当分の間、改正前の第5第
1項及び第9第2項に掲げる書面によることができる。

申請様式及び参考様式

【別紙のとおり】

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

【別紙のとおり】

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12
関係）（略）

別表第3 （略）

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）（略）

（新設）

改正後	改正前											
<p><u>第1号様式（第5関係）</u></p> <p style="text-align: center;">基準緩和認定申請書（新規）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)</td> <td style="width: 50%;">申請者の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>住 所</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	住 所	<p><u>第1号様式（第5関係）</u></p> <p style="text-align: center;">基準緩和認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 8 認定を必要とする理由 9 省略する添付資料 							
申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	申請者の氏名又は名称											
申請者の住所	住 所											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>申請する自動車の情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>車名及び型式</td></tr> <tr><td>種別及び用途</td></tr> <tr><td>車体の形状</td></tr> <tr><td>車台番号</td></tr> <tr><td>使用の本拠の位置</td></tr> <tr><td>構造又は使用の態様の特殊性</td></tr> <tr><td>認定を必要とする理由</td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>認定により適用を除外する保安基準の条項</td> <td>認定により適用を除外する保安基準の内容</td> </tr> </table>	<p>申請する自動車の情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>車名及び型式</td></tr> <tr><td>種別及び用途</td></tr> <tr><td>車体の形状</td></tr> <tr><td>車台番号</td></tr> <tr><td>使用の本拠の位置</td></tr> <tr><td>構造又は使用の態様の特殊性</td></tr> <tr><td>認定を必要とする理由</td></tr> </table>	車名及び型式	種別及び用途	車体の形状	車台番号	使用の本拠の位置	構造又は使用の態様の特殊性	認定を必要とする理由		認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容	
<p>申請する自動車の情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>車名及び型式</td></tr> <tr><td>種別及び用途</td></tr> <tr><td>車体の形状</td></tr> <tr><td>車台番号</td></tr> <tr><td>使用の本拠の位置</td></tr> <tr><td>構造又は使用の態様の特殊性</td></tr> <tr><td>認定を必要とする理由</td></tr> </table>	車名及び型式	種別及び用途	車体の形状	車台番号	使用の本拠の位置	構造又は使用の態様の特殊性	認定を必要とする理由					
車名及び型式												
種別及び用途												
車体の形状												
車台番号												
使用の本拠の位置												
構造又は使用の態様の特殊性												
認定を必要とする理由												
認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容											

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
2. 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を括弧書きで記載する。
3. 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車にあつては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載する。
4. 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号については開始番号を記載する。

--

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車にあつては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
- (5) 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第1号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙 (新規)	
自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他 ()
車両管理責任者	(役職) (氏名)
通行許可事前確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
主な運行経路	有の場合 道路管理者名及び連絡先
	始点: 終点:
<input type="checkbox"/> 別紙図有 <input type="checkbox"/> 特殊車両通行許可の経路に同じ	
宣誓事項	
チェック欄	申請に当たり宣誓する内容
<input type="checkbox"/>	基準緩和自動車の認定要領について (依命通達) (平成9年9月19日付け自技第193

第1号様式 (第5第6関係)

地方運輸局長 殿	宣誓書
基準緩和自動車の認定要領について (依命通達) (平成9年9月19日付け自技第193号) の第4第3項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。	
年 月 日	

	号)の第4第3項に該当する処分を受けていません。
誓約事項	
チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。)は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	(一括緩和の場合)
<input type="checkbox"/>	使用者に対し、上欄までの誓約事項を周知します。
<input type="checkbox"/>	(その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。)

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 通行許可事前確認は第3第2号、第3号、第6号(第3第2号、第3号の自動車をけん引することができるものに限る)、第20号の自動車(車両総重量及び軸重等の緩和が必要な場合に記載する)。
2. 主な運行経路については、第11、第12、第15、第16、第17、第18、第19の自動車及び地方運輸局長が審査において必要と認められた自動車の場合に記載し、図を添付する。
3. 第15、第18、第19、第20の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。
4. 一括緩和の場合、宣誓事項及び誓約事項以外の記載は不要。

第2号様式(第5関係)

地方運輸局長 殿	基準緩和認定変更届出書	年 月 日
----------	-------------	-------

申請者の氏名又は名称
住 所

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5関係)

地方運輸局長 殿	基準緩和認定変更申請書	年 月 日
----------	-------------	-------

基準緩和認定を受けた自動車について記載事項が変更となりましたので届出します。なお、基準緩和認定を受けた自動車の管理体制に変更はありません。

届出者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	
届出者の住所	

届出する自動車の情報

基準緩和認定番号	
認定年月日	年 月 日
自動車登録番号	
車台番号	

届出の内容

変更の内容	変更後の内容
変更年月日	
<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	
<input type="checkbox"/> 使用の本拠の位置	
<input type="checkbox"/> その他	

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 継続緩和を受けた自動車について、安全性優良事業所認定のある事業所から安全性優良事業所認定のない事業所に使用の本拠の位置を変更した場合は、届出後、遅滞なく第5第1項の申請をすること。

第3号様式 (略)

第4号様式 (第9関係)

基準緩和認定申請書 (継 続)

地方運輸局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。
記

- 1 基準緩和認定番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式 (略)

第4号様式 (第9関係)

基準緩和認定申請書 (継続)

年 月 日

道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	
申請者の住所	

申請する自動車の情報

車名及び型式	
種別及び用途	
車体の形状	
自動車登録番号	
車台番号	
使用の本拠の位置	
構造又は使用の態様の特殊性	
認定を必要とする理由	
変更事項の有無	

認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容

地方運輸局長殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回及び前々回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の態様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

備考

1. 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

第4号様式別紙

(新設)

基準緩和認定申請書別紙 (継続)	
自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他 ()
車両管理責任者	(役職) (氏名)
安全性優良事業所認定の有無	(事業用の場合) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

誓約事項

チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。)は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	(安全性優良事業所の場合) 本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所認定について失効又は返納した場合は、遅滞なく報告します。
<input type="checkbox"/>	(その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。)

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 第15、第19の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。

第5号様式 (第9関係)

第5号様式 (第9関係)

基準緩和認定書 (継続)

番号
年月日

殿

地方運輸局長

年月日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号 (車台番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

備考

第9第5項の申請に基づき基準緩和の期限を付さずに認定した場合、基準緩和の期限及び注意事項については記載しないものとする。

第6号様式、第7号様式 (略)

基準緩和認定書 (継続)

番号
年月日

殿

地方運輸局長

年月日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号 (車台番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

(新設)

第6号様式、第7号様式 (略)

号
番
年 月 日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿(単名)

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書(写)のとおり基準緩和の認定をしたので、基準緩和認定申請書(副)を添えて
通知します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)各運輸支局長等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には適宜内容を変更し記載すること。

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、車台番号の自動車に
ついて、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり
誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(安全性優良事業所の場合)

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5)車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- (6)2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用自動車の申請に限る。
- (7)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2 (別表第1 一括緩和の場合)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立てはしないこと。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
- (5) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考1～参考5 (略)

参考3～参考7 (略)

(削除)

参考8 (別表第1関係)

地方運輸局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名、型式、車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理者に事前に確認しております。

記

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路 (別添: 運行経路図)

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

適用条項	項目	保安基準 第55条第1項に 規定する大臣が 定める告示	保安基準等の条項	
			長さ、幅及び高さ	車両総重量
11	基礎情報(申請書別紙)		保 2	保 4
			保 2	保 4
2	主要諸元比較表		保 2	保 4
			保 2	保 4
3	車両外観図		保 2	保 4
			保 2	保 4
4	計算書及び緩和部分詳細図		保 2	保 4
			保 2	保 4
5	連結自動車の連結様式書		保 2	保 4
			保 2	保 4
6	輸送依頼書又は輸送契約書	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
7	輸送実績(第9条第3項第1号関係)	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
8	その他地方運輸局長が必要と認めた書面		保 2	保 4
			保 2	保 4

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

適用条項	項目	保安基準 第55条第1項に 規定する大臣が 定める告示	保安基準等の条項	
			長さ、幅及び高さ	車両総重量
1	主要諸元比較表		保 2	保 4
			保 2	保 4
2	車両外観図		保 2	保 4
			保 2	保 4
3	計算書及び緩和部分詳細図		保 2	保 4
			保 2	保 4
4	連結自動車の連結様式書		保 2	保 4
			保 2	保 4
5	使用者の事業内容	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
6	会社組織図	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
7	主要運行経路図	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
8	輸送依頼書又は輸送契約書	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
9	保有車両一覧表	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
10	過去6か月間以上の輸送実績	*	保 2	保 4
			保 2	保 4
11	安全性優良事業所認定証	◎	保 2	保 4
			保 2	保 4
12	特殊車両通行許可事前確認書		保 2	保 4
			保 2	保 4
13	その他地方運輸局長が必要と認めた書面		保 2	保 4
			保 2	保 4

国自情第341号
令和4年3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第36号）の施行に伴い、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自管第149号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和4年3月31日から適用する。

【改正溶け込み】

自動車の回送運行許可等事務処理要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）、回送運行許可証の交付並びに回送運行許可番号標の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(書類の経由)

第2条 地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）を経由して提出させるものとする。

(許可基準適合性の審査)

第3条 規則第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。

(1) 第1号について

(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法

(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法

(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱内規の内容

(ニ) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2

号に規定する履歴事項証明書¹の提出（ただし、個人にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））

(ロ) 自動車の製作を業とする者²にあっては、その旨の証明書の提出

(ハ) 陸送を業とする者³にあっては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ) 新車の販売を業とする者⁴にあっては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者⁵にあっては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ヘ) 特定整備を業とする者⁶にあっては、法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 特定整備を業とする者⁷にあっては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は特定整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。

許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消

しの日、廃止届出を行った場合は、届出日) 後 6 ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了(許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日) 後 6 ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年 5 月 31 日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から 5 日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第 4 条 法第 3 6 条の 2 第 6 項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

(1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送

(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

(3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 特定整備を業とする者については、車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第 4 条の 2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、特定整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車特定整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日、回送運行許可番号標の後面表示省略の実施有無並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う場合は、経路の起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別（第11条（2）に規定する施設の種類。以下同じ。）並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務、回送運行許可証交付事務並びに回送運行許可番号標貸与事務及び回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第11条 回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件は以下のとおりとする。

- (1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
- (2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第12条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第13条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出させるものとする。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第17条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第14条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付させるものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第15条 規則第26条の5に基づく運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以

下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車（法第4条の登録を受けた自動車）が随走し、足車後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）

(2) 回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- ・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

（回送運行を行う者を特定するための表示）

第16条 前条（2）の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

（回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出）

第17条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出するものとする。

附 則（平成28年5月31日国自情第36号）

- 1 本通達は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条（3）（ト）のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。
- 3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則（平成29年10月31日国自情第148号）

- 1 本通達は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第3条（3）①（イ）、（へ）及び（チ）の書面を省略することが出来る。

附 則（令和4年3月31日国自情第341号）

- 1 本通達は、令和4年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 本通達の施行日前にした分解整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加は、本通達の規定に基づいてした特定整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。
- 3 国土交通省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）に規定する回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けており、現に効力を有するときは、令和5年3月31日までは、当該計画の計画区域内において当該計画に定める代替措置を講じることで、後面の回送運行許可番号標を省略することができる。

年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 あて
又は沖縄総合事務局陸運事務所長 あて

住所 〇〇〇
氏名又は名称 〇〇〇
及び代表者名 〇〇
(許可を受けた者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載)

後面表示省略届出書

今般、下記の区間において回送運行許可番号標の後面表示省略を行うため、必要事項を記載し経路がわかる地図及び種別が判別可能な資料を添付の上、届出いたします。

記

【営業所の名称及び住所】

- 名称：
- 住所：

【起点施設関係】

- 名称：
- 住所：
- その施設の種別：

【終点施設関係】

- ◆ 名称：
- ◆ 住所：
- ◆ その施設の種別：

- 上記区間における過去1年間の回送運行取扱い台数又は向こう3ヶ月間の見込み台数：

年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 あて
又は沖縄総合事務局陸運事務所長 あて

住所 〇〇〇
氏名又は名称 〇〇〇
及び代表者名 〇〇〇
(許可を受けた者の住所及び氏名
又は名称並びに法人にあつては、そ
の代表者の氏名を記載)

後面表示省略廃止届出書

今般、下記の区間において行っている回送運行許可番号標の後面表示省略をやめるため、必要事項を記載の上、届出いたします。

記

【営業所の名称及び住所】

- 名称：
- 住所：

【起点施設関係】

- 名称：
- 住所：
- その施設の種別：

【終点施設関係】

- ◆ 名称：
- ◆ 住所：
- ◆ その施設の種別：

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自動車局長通達自管第149号）の新旧対照表

改正案	現行
<p>自動車の回送運行許可等事務処理要領 (適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）<u>、</u>回送運行許可証の交付<u>並びに</u>回送運行の許可番号標の貸与に関する<u>事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務</u>の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第2条 地方運輸局長（内閣府沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所（内閣府沖繩総合事務所又は八重山運輸事務局）<u>又は</u>八重山運輸事務局。以下「運輸支局等」という。）を經由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査)</p> <p>第3条 道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法</p> <p>(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法</p> <p>(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱<u>、</u>内規の内容</p> <p>(ニ) 分解特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の</p>	<p>自動車の回送運行許可等事務処理要領 (適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）<u>並びに</u>回送運行許可証の交付<u>及び</u>回送運行の許可番号標の貸与に関する<u>事務</u>の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第2条 地方運輸局長（内閣府沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所（内閣府沖繩総合事務所又は八重山運輸事務局）<u>又は</u>八重山運輸事務局。以下「運輸支局等」という。）を經由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査)</p> <p>第3条 道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法</p> <p>(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法</p> <p>(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱<u>、</u>内規の内容</p> <p>(ニ) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準</p>

基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」
に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出（ただし、個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））

(ロ) 自動車製作を業とする者にあつては、その旨の証明書の提出

(ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ヘ) 分解特定整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解特定整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 分解特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第6

について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」
に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出（ただし、個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））

(ロ) 自動車製作を業とする者にあつては、その旨の証明書の提出

(ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ヘ) 分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62

2条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら**分解特定**整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら**分解特定**整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら**分解特定**整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合には許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることとその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は**分解特定**整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は**分解特定**整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

(許可の条件)

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。

許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は**分解特定**整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行っ

の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合には許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることとその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

(許可の条件)

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。

許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合

た場合は、届出日) 後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに
応じて提示できるようにすること。

- (4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

- (5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- (1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

- (3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の

は、届出日) 後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに
提示できるようにすること。

- (4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

- (5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- (1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

- (3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の

機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

- (4) 分解特定整備を業とする者については、車検のために自ら分解特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解特定整備した自動車の車検のための回送車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行情可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行情可証に記載するものとする。(回送運行情可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行情可証を交付し、及び回送運行情可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解特定整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解特定整備事業を兼業している者については、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合は、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行情可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞

機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

- (4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のための回送車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行情可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行情可証に記載するものとする。(回送運行情可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行情可証を交付し、及び回送運行情可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者については、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合は、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行情可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞

なくその旨を記載した書面を提出させるとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号、標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日、回送運行許可番号標の後面表示省略の実施有無並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う場合は、経路の起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別(第11条(2)に規定する施設の種類。以下同じ。)並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務、回送運行許可証交付事務並びに回送運行許可番号標貸与事務及び回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務に関して取扱要領を定めたとし、又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第11条 回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件は以下のとおりとする。

- (1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
- (2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保

なくその旨を記載した書面を提出させるとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号、標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとし、又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(新設)

管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第12条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第13条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出させるものとする。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第17条の届出があつたものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第14条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略

(新設)

(新設)

(新設)

を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付させるものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第15条 規則第26条の5に基づき運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車(法第4条の登録を受けた自動車)が随走し、足車後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする

・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する(横断時、公道の一般車道を一時止める等)

(2) 回送経路が公道横断以外(公道を走行する)の場合

・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける。

(回送運行を行う者を特定するための表示)

第16条 前条(2)の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

(回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出)

第17条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出するものとする。

附 則 (平成28年5月31日国自情第36号)

1 本通達は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条(3)(ト)のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る

(新設)

附 則 (平成28年5月31日国自情第36号)

1 本通達は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条(3)(ト)のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る

規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。

3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則 (平成29年10月31日国自情第148号)

1 本通達は、平成29年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であつて、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)の追加を受けようとする場合については、第3条(3)①(イ)、(へ)及び(チ)の書面を省略することが出来る。

附 則 (令和4年3月31日国自情第341号)

1 本通達は、令和4年3月31日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 本通達の施行日前にした分解整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加は、本通達の規定に基づいてした特定整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。

3 国土交通省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成26年内閣府・国土交通省令第6号)に規定する回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けており、現に効力を有するときは、令和5年3月31日までは、当該計画の計画区域内において当該計画に定める代替措置を講じること、後面の回送運行許可番号標を省略することができる。

規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。

3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則 (平成29年10月31日国自情第148号)

1 本通達は、平成29年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であつて、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)の追加を受けようとする場合については、第3条(3)①(イ)、(へ)及び(チ)の書面を省略することが出来る。

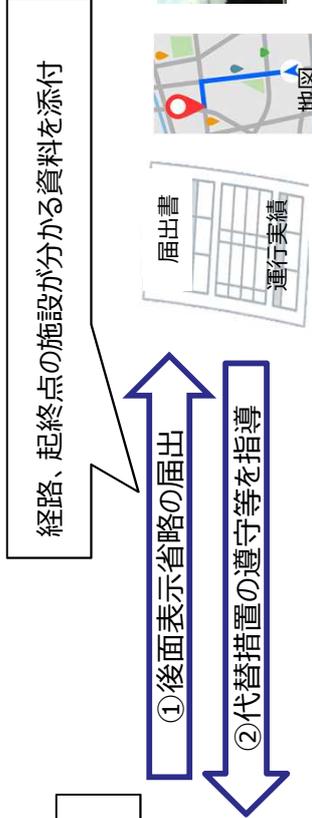
回送運行許可番号標の後面表示省略手続きについて①

○回送運行自動車については、登録自動車と同様、当該運行が回送運行の許可を受けて行われていることが容易に判別できるよう**自動車の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示**しなければならない。（法36条及び施行規則第26条の5）

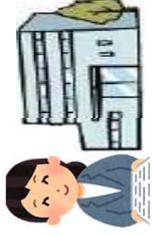
○このため、後面に回送運行許可番号標の省略を認めるにあたっては、回送運行許可事業者においては、**事前に回送経路等を運輸支局等に届出**すること、また、外形的に回送運行許可事業者による運行であることが判断できるよう**代替措置を講じ**ることとする。

＜後面表示省略の手続き方法＞

反復・継続的に回送するため、後面表示省略はメリットを感じる。



運輸支局等
(営業所の管轄)

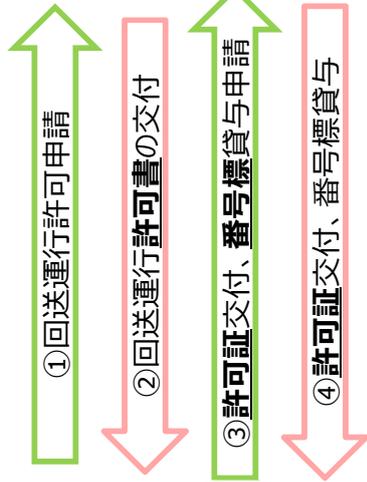


要件	要件
輸送形態	・同一経路において自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
経路	・工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場間において、回送運行事業者が事前に届けた経路とする。

【参考（回送運行許可申請）】



自動車メーカー陸送業者など



運輸支局等
(営業所の管轄)

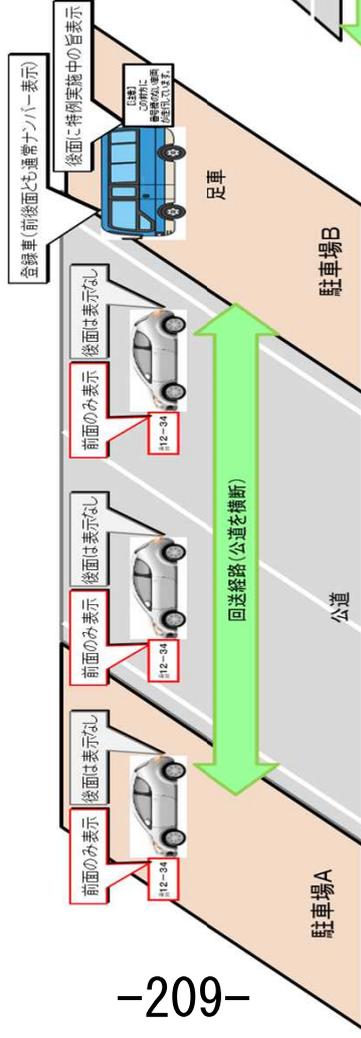


回送ナンバー（前後面に装着）

<代替措置の内容>

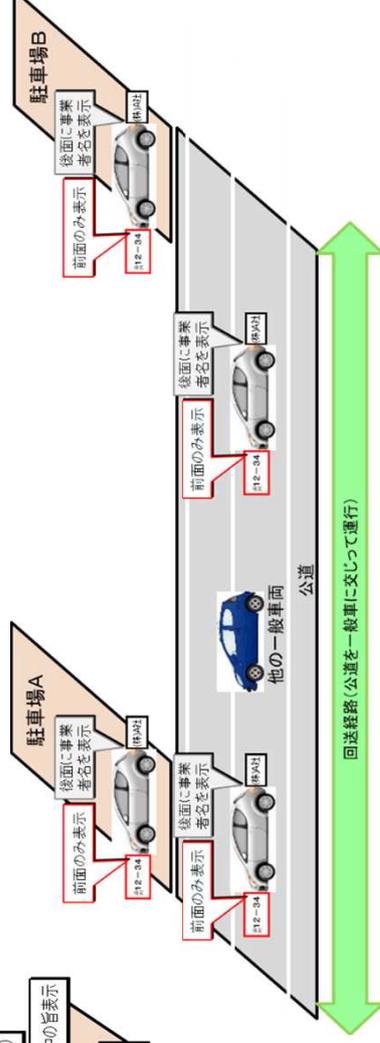
回送経路が公道横断のみの場合

- 回送自動車の**前面のみ**に回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車は**隊列を組んで**走行し、**隊列の最後尾に運転者を運送する足車**が随走する。
- 回送自動車の**隊列が崩れないための措置**を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）。



回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- 回送自動車の**前面のみ**に回送運行許可番号標を取り付ける。
- **後面に「回送運行事業者を特定するための表示」**を取り付ける。
- **各車バラバラに運行**（隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし）。



【参考：通常の回送運行許可における運行】

- 回送自動車の**前面及び後面**に回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車の**回送経路は特定しない**。
- **各車バラバラに運行**（隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし）。



○国土交通省令第三十六号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条第一号及び第三十六条の二第一項第一号（これらの規定を同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年三月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

改正後

（臨時運行の許可）

第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの行政庁（運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第四条に規定する町村の長をいう。）が行う。

（臨時運行許可番号標の表示）

第二十四条 第八条の二の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面（第二十条の行政庁が、当該自動車の構造、運行の態様等を勘案して、前面に表示することにより自動車の安全性の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、後面）」と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

改正前

（臨時運行の許可）

第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。

（臨時運行許可番号標の表示）

第二十四条 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第八条の二の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示の位置及び方法について、第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面(運輸監理部長又は運輸支局長が、回送運行の許可を受けていることを明らかにするために必要な措置を講じていると認めるときは、前面又は前面及び後面)」と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と、「前面」とあるのは「この項本文の規定により後面に表示しない場合を除き、前面」と読み替えるものとする。

第三十一条の二の二 法第四十一条第二項の条件(以下この条において単に「条件」という。)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(施行令第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 5 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に道路運送車両法第三十五条第四項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により貸与した臨時運行許可番号標でこの省令の施行の際現に効力を有するものの表示の位置及び方法については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の廃止)

第三条 国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成三十年国土交通省令第七十六号)は、廃止する。

(道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(令和三年国土交通省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則のうち、道路運送車両法施行規則第二十条の改正規定を削る。

本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十三条の改正規定を次のように改める。

改正後

(自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法)

第六十三条 施行令第十二条の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによって行うものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。

第三十一条の二の二 法第四十一条第二項の条件(以下この条において単に「条件」という。)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。)第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 5 (略)

改正前

(自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法)

第六十三条 施行令第十二条の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによって行うものとする。

3. その他

事 務 連 絡

令和4年1月17日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会教育・技術部長 殿

国土交通省自動車局整備課

事業班長

地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ

国土交通省自動車局整備課は、先進技術の整備への対応や人材確保等の自動車整備業における課題に対して、各地域が主体的に実施する先進技術の整備体験会や人材確保セミナー等、地域における事業者間連携による自律的取組を支援します。

つきましては、下記のとおり公募を行い、採択された取組について支援します。

記

1. 公募期間

令和4年1月17日（月）～2月28日（月）

2. 支援対象者

- ①各都道府県自動車整備振興会（自動車整備商工組合）
- ②各都道府県自動車車体整備協同組合
- ③各都道府県自動車電装品整備商工組合
- ④各都府県タイヤ商工協同組合

3. 支援内容（概要）

- ・採択された支援対象者に対して、先進技術の整備や人材確保に資するものであって地域で連携する取組（電動車等の整備体験会、先進技術の整備体験会、人材確保セミナー、事業承継セミナー等）を開催するにあたっての実費（会場費、講師謝金、教材費等 上限額100万円/件）を支援。
- ・支援件数 40件（予定）

4. 申請方法及び問い合わせ先

公募要領、申請様式、その他支援に関するお問い合わせにつきましては、支援の申請等の事務を行う株式会社オーエムシーのホームページをご覧ください。

・株式会社オーエムシー（支援事務執行団体）

ホームページ：<https://www.omc-mice.net/jigyousyarenkei2021>

TEL：03-5362-0117 FAX：03-5362-0121

※申請書提出先。書類の記載方法など支援申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

令和4年1月17日

日本自動車整備商工組合連合会事業推進部長 殿

国土交通省自動車局整備課

事業班長

地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ

国土交通省自動車局整備課は、先進技術の整備への対応や人材確保等の自動車整備業における課題に対して、各地域が主体的に実施する先進技術の整備体験会や人材確保セミナー等、地域における事業者間連携による自律的取組を支援します。

つきましては、下記のとおり公募を行い、採択された取組について支援します。

記

1. 公募期間

令和4年1月17日（月）～2月28日（月）

2. 支援対象者

- ①各都道府県自動車整備振興会（自動車整備商工組合）
- ②各都道府県自動車車体整備協同組合
- ③各都道府県自動車電装品整備商工組合
- ④各都府県タイヤ商工協同組合

3. 支援内容（概要）

- ・採択された支援対象者に対して、先進技術の整備や人材確保に資するものであって地域で連携する取組（電動車等の整備体験会、先進技術の整備体験会、人材確保セミナー、事業承継セミナー等）を開催するにあたっての実費（会場費、講師謝金、教材費等 上限額100万円/件）を支援。
- ・支援件数 40件（予定）

4. 申請方法及び問い合わせ先

公募要領、申請様式、その他支援に関するお問い合わせにつきましては、支援の申請等の事務を行う株式会社オーエムシーのホームページをご覧ください。

・株式会社オーエムシー（支援事務執行団体）

ホームページ：<https://www.omc-mice.net/jigyousyarenkei2021>

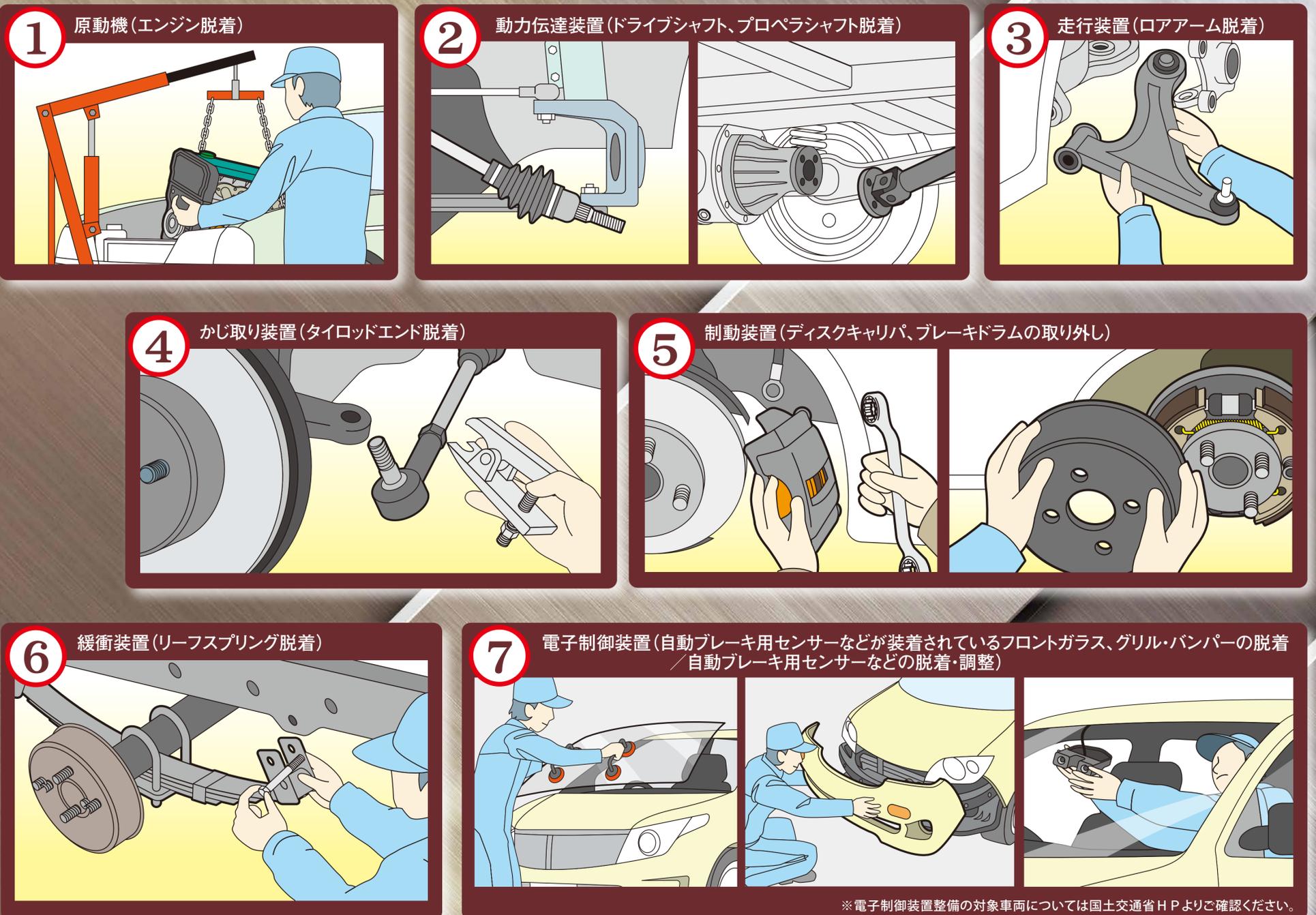
TEL：03-5362-0117 FAX：03-5362-0121

※申請書提出先。書類の記載方法など支援申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

特定整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

未認証行為は、 法律違反です!!

特定整備となる主な作業例



未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

第九十条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

国土交通省 / (一社)日本自動車整備振興会連合会

「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検（OBD 点検）
に関するよくある質問

目次

<全般>

- 問 1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD 点検」という）とは何ですか。
- 問 2 車載式故障診断装置（OBD）とはどのような装置をいいますか。

<導入時期・対象自動車>

- 問 3 OBD 点検は、いつから導入されますか。
- 問 4 どのような自動車が、OBD 点検の対象になりますか。

<点検の時期>

- 問 5 対象自動車の OBD 点検の実施時期はいつですか。
- 問 6 OBD 点検は車種や用途を問わず、なぜ 12 月毎とするのでしょうか。

<点検の対象装置>

- 問 7 どの装置に関する OBD の診断の結果が、点検の対象になりますか。

<点検の実施方法>

- 問 8 どのように OBD 点検を行うのでしょうか。
- 問 9 スキャンツールを用いた OBD 点検の結果、どのような故障コード（DTC）が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。
- 問 10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。
- 問 11 OBD 点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は OBD 点検を行わなくてもよいのでしょうか。

<点検整備記録簿>

- 問 12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を OBD 点検導入後も引き続き使用することはできますか。
- 問 13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこに OBD 点検の項目を記入すればよいですか。
- 問 14 OBD 点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。
- 問 15 OBD 点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいのでしょうか。
- 問 16 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

<指定整備事業者>

問 1 7 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

<その他>

問 1 8 OBD 点検と OBD 検査の違いを教えてください。

<全般>

問1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD点検」という）とは何ですか。

（答）

- 近年、自動車の各構造装置で電子的に制御されるものが増えていますが、これらの装置が確実に機能するためには、日頃から適切な点検整備を行う必要があります。
- そのため、これまで各構造装置の摩耗や劣化、損傷といった、外観を点検する項目が主だった定期点検項目に、「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）等に係る電子制御装置」の機能の確認を追加しました。具体的には、OBDに記録されている、上記電子制御装置に故障がないか等の診断結果を、スキャンツールや識別表示を用いて点検し、必要な整備を行っていただくこととなります。

問2 「車載式故障診断装置（OBD）」とはどのような装置をいいますか。

（答）

- 「車載式故障診断装置（OBD）」とは、「車両に搭載される装置であって、故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置内の記録装置に記録された情報によって故障発生時の装置の作動状態を特定する機能を有するもの」をいいます。
- また「警報装置」とは、「車両に搭載される装置であって、当該車両の運転者その他の乗員に対し、「車載式故障診断装置（OBD）」が異常を検知したことを知らせるもの」をいいます。このうち、運転者席において目視により容易に確認できるようなものを「識別表示（警告灯）」といいます。

<導入時期・対象自動車>

問3 OBD点検は、いつから導入されますか。

（答）

- 令和3年10月1日より導入されました。

問4 どのような自動車が、OBD点検の対象になりますか。

（答）

- 自動車の年式等に関わらず、車載式故障診断装置が搭載されている自動車は、すべてOBD点検の対象となります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

<点検の時期>

問5 対象自動車のOBD点検の実施時期はいつですか。

（答）

- 乗用車、貨物車、特種車や自家用、事業用の区別に関係なく、12月毎にOBD点検を行ってください。

問6 OBD点検は車種や用途を問わず、なぜ12月毎とするのでしょうか。

(答)

- OBD点検は、車載式故障診断装置の「機能の確認」に相当するところ、従来の点検基準において「機能の確認」に当たる点検の期間は12月からとなっていることを踏まえ、12月毎としています。
- また、自動車の各構造装置に搭載されている電子制御装置は経年劣化するところ、車種や用途の区別による差は大きくないと考えられることから、OBD点検の間隔に差を設けていません。

<点検の対象装置>

問7 どの装置に関するOBDの診断の結果が、点検の対象になりますか。

(答)

- 対象装置は「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシテム、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、並びに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置」であり、それらに係るOBDの診断の結果が、点検の対象となります。
- このとき、「保安基準不適合」+「保安基準不適合のおそれ」として警報されていない故障コードについては法定点検の対象外となりますが、何らかの不具合が生じている可能性があるため、その結果を踏まえた適切な整備が推奨されます。

<点検の実施方法>

問8 どのようにOBD点検を行うのでしょうか。

(答)

- OBD点検には、スキャンツールを用いて点検する方法と、診断の対象となる識別表示を用いて点検する方法があります。

<スキャンツールを用いた点検方法>

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ることにより点検します。

<識別表示を用いた点検方法>

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けないかを目視により点検します。

ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。

問9 スキャンツールを用いたOBD点検の結果、どのような故障コード(DTC)が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。

(答)

- スキャンツールを用いたOBD点検により検出された故障コード(DTC)のうち、

整備が必要となる故障コード(DTC)は、整備要領書等を参考に判断してください。

問10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。

(答)

- 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタ(OBD ポート) の位置が分からない場合は、自動車メーカー等が作成した整備要領書等によって確認することができます。
- なお、スキャンツール接続コネクタ(OBD ポート) が装着されていない場合は、識別表示を用いた点検方法による代替も可能です。

問11 OBD 点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は OBD 点検を行わなくてもよいのでしょうか。

(答)

- 車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は、OBD 点検を行う必要はありません。

<点検整備記録簿>

問12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を OBD 点検導入後も引き続き使用することはできますか。

(答)

- 引き続き使用することは可能です。

問13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこに OBD 点検の項目を記入すればよいですか。

(答)

- 点検整備記録簿の「その他の点検・整備項目」欄に、「車載式故障診断装置の診断の結果」を記入したうえで、点検結果を記録してください。なお、「OBD の診断の結果」と省略して記入することも可能です。

問14 OBD 点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。

(答)

- 従来の点検項目と同様、「車載式故障診断装置の診断の結果」(OBD の診断の結果) の点検項目欄に、を記入してください。

問15 OBD 点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいのでしょうか。

(答)

- OBD 点検の対象外である識別表示については、点検整備記録簿に記入する必要はありません。
- ただし OBD 点検の対象外である装置について、整備の可否を判断し、整備を行

った場合はその概要を記入してください。

問 1 6 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

(答)

- ユーザーへの整備内容の正確な情報の伝達や、次回以降の点検整備を適切に実施し保守管理に役立てる観点から、保安基準対象外の電子制御装置の整備をした際に、法令上の義務ではありませんが、その内容を特定整備記録簿へ記載することが望ましいです。

<指定整備事業者>

問 1 7 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

(答)

- 令和3年10月1日以降、電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、電子制御装置整備の対象となる自動車の OBD 点検を行い、保安基準適合証等の交付をすることはできません。
- ただし、特定整備制度の施行日（令和2年4月1日）までに、以下の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を全て行っていた場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）まで、保安基準適合証等を交付することができます。
 - ・ スキャンツールをつないでのエーミング作業など
 - ・ カメラ等のセンサーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ ECUの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ グリル、パンパーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ 窓ガラスの取り外し、取り付け位置・角度の変更※自動運行装置に係る経過措置はありません。

<その他>

問 1 8 OBD 点検と OBD 検査の違いを教えてください。

(答)

- OBD 点検とは、自動車の故障やトラブル防止、性能の維持を図るために行う定期点検の項目として、令和3年10月1日より追加された、「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検のことを指します。対象車両は、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外の自動車となります。
- 一方 OBD 検査とは、令和6年10月1日（輸入車の場合は令和7年10月1日）よりこれまでの車検時の検査項目に追加される、検査用スキャンツールを OBD ポートに接続して故障コード（DTC）を読み取り、保安基準に適合しないものとして自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード（特定 DTC という）と照合することにより、合否を判定する検査項目を指します。対象車両は、大型特

殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車を除く自動車のうち、令和3年10月1日以降の新型車（輸入車の場合は令和4年10月1日）となります。

技術情報管理に係る手数料改正に関する Q&A

問1 OBD検査の目的は何か。

(答)

- 近年急速に進化・普及している自動ブレーキ等の自動運転技術について、電子的に制御が行われていますが、これらの装置が故障した場合には誤作動による事故等につながるおそれがあります。
- 従来の外観や測定器を使用した機能の確認を行う現行の検査（車検）は電子制御装置の機能確認に対応していないことから、OBD検査によってこれらの故障を確認できるようにし、事故を未然に防止することでクルマ社会の安全性を向上させることを目的としています。

問2 技術情報管理手数料（以下「手数料」という。）はいつからどの車を対象に、どの程度値上げされるのか。

(答)

- 検査対象自動車（軽自動車を含み、二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査における、指定整備の窓口・OSS申請、機構への持込検査、軽自動車の持込検査すべての申請において、令和3年の10月1日から400円（現行0円のものを含む。）値上げされます。

問3 OBD検査は令和6年（2024年）からの開始なのに、なぜ令和3年10月から手数料を徴収するのか。

(答)

- 手数料については、OBD検査に関する審査用技術情報管理事務に関する実費を徴収することとされており、OBD検査に係る基準の適用（新型車）が開始される令和3年10月から機構においてこれらの事務が発生することとなります。
- OBD検査の導入にあたっては、自動車メーカーから提出される技術情報を管理する等、検査による判定の開始前より準備が必要であり、これに伴う費用を踏まえた手数料を徴収することとなっています。

問4 「一律」とは、OBD検査の対象車両でない場合もあてはまるのか。対象車両でなければメリットもなく、不公平でないか。

(答)

- 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、現行の検査手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくとも負担をいただくこととしております。(また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。)
- なお、自動ブレーキなどの電子制御装置の機能の確認を新たに行うにあたり、OBD検査によって、審査にかかる時間を大幅に増加させることなく対応が可能となり、この結果として、OBD検査の対象でない車両を含む審査業務全体の迅速化によるメリットもあります。

問5 なぜ大型特殊自動車と二輪車(二輪の小型自動車)は除かれているのか。

(答)

- 大型特殊自動車と二輪車については、現状において車載式故障診断装置の搭載が進んでいないことから、OBD検査の対象とはなっていないところです。
- このため、これらの車両については、審査用技術情報管理事務に係る実費が全く発生しないことから、現時点においては手数料を徴収しないこととなっています。

問6 審査用技術情報管理事務とは、具体には何をするのか。

(答)

- OBD検査に必要なものとして自動車メーカーから機構に提出される技術情報(故障コード(DTC)や車両との通信に係る規格等)を一元的に管理するとともに、全国の検査場や指定工場(民間車検場)等においてOBD検査が実施(判定)できるようにするためのサーバーの構築・運用や、検査用アプリケーションの開発・配信などを行います。

問7 新たに手数料が加わるのは、持ち込み検査だけか（＝指定工場で検査を受ける場合は費用がかからないのか。）。

（答）

- 機構に持ち込みを行う場合のみならず、指定工場で検査を受ける場合（＝指定工場において保安基準適合証を交付する場合）も対象となります。

- これは、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年5月24日法律第14号）において定められているとおり、機構の検査現場において必要となる費用ではなく、指定工場が利用するアプリの開発費用やサーバーの管理費用等、電子的な検査を行うために必要な技術情報の管理のために必要な費用であるためです。

問8 手数料の納付方法は、どのようになるのか。

（答）

- 登録車の場合、
 - ① OSS申請については、現行の検査登録手数料と同様にオンライン決済により
 - ② 窓口申請については、自動車審査証紙によりそれぞれ納付できるよう、必要な準備を進めているところです。
自動車審査証紙については、既存の券種に加え、新たに400円、1700円及び1800円の証紙を新たに発行することとしており、最速で8月下旬頃に証紙売捌人へ発送・販売開始できることを見込んでいます。

- 軽自動車の場合、ユーザー等の利便性を確保する観点から、軽自動車検査協会を通じて納付することとしており、具体的には、現行の検査手数料と同様に
 - ① OSS申請については、オンライン決済により
 - ② 窓口申請については、現金によりそれぞれ納付できるよう、必要な準備を進めているところです。

問9 令和3年9月30日以前に交付された有効な予備検査証により、令和3年10月1日以降に新規登録を行う際は、電子的な検査を行うために必要な技術情報の管理のために必要な400円は徴収されるのか。

(答)

- 徴収されません。10月1日以降の新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査が徴収の対象となります。
- ただし、10月1日以降であっても予備検査証による新規登録は徴収対象となりません。

問10 本年10月以降に行われるプレテストはどのようなものを行う予定であるか？

(答)

- プレテストは、
 - ①OBD検査の実施方法に関し、検査実施者（指定整備事業場における検査員を含む。）の習熟を図ること
 - ②OBD検査システムに関し、整備事業者向けの点検整備に係る追加機能の必要性を確認することを目的として、手数料の徴収開始にあわせ、令和3年10月から令和4年3月まで実施することを予定しているものです。
- 具体的には、検査官及び整備事業者に対し、試作版システムを活用したOBD検査のデモンストレーション・体験会等の機会を提供することを予定しています。
- 検査官に対しては機構の全国の検査場（93ヶ所）において、整備事業者に対しては各地方の自動車整備振興会（53ヶ所）ごとに代表する整備事業場等において、それぞれ実施することを想定しています。
- なお、プレテストは検査コース外の空きスペース等で行うものであり、プレテストへの参加・不参加にかかわらず、車検に落ちることはありません。

問11 OSSを使用する際の手数料の納付判定基準日は？

(答)

- OSSの申請のインターフェイス受付日が令和3年10月1日以降のものを手数料納付の対象とします（制度の運用開始にあたり、9月30日の申請であっても、登録車は21:00頃、軽自動車は19:00頃以降に申請されると受付日が10月1日となり、手数料納付の対象となります。）。

令和4年3月18日
自動車局自動車情報課

4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！

～事前申込の受付は3月22日から開始します！～

新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、4月18日(月)から交付を開始することとし、また、3月22日(火)より事前申込の受付を開始することとしましたので、お知らせいたします。

本ナンバープレートは、ラグビーワールドカップ日本大会、東京2020大会特別仕様ナンバープレートに続く、新たな全国版ナンバープレートとして、約5年間の期間限定で交付する予定です。

交付期間内であれば、車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時など、いつでも新たな全国版図柄入りナンバープレートへ変更することが出来ます。

1. 新たな全国版図柄入りナンバープレートのデザイン

本ナンバープレートは、「日本を元気に」というコンセプトで全国47都道府県の県花がデザインされています。



<自家用登録車>



<事業用登録車>



<自家用軽自動車>

2. 申込み方法

ご自身でウェブサイト (<http://www.graphic-number.jp>) からお申込みいただくか、交付窓口もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

3. 料金について

新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、国土交通省の特設ページをご確認ください。(例：東京地区 8,000 円 (2枚一組)) (https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_zenkokur4/)

4. 交付期間

令和4年4月18日～令和9年4月30日

5. 寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金(1,000円以上)は、自動車事故の防止等に資する取組に活用されます。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版のナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・柿崎・清水

電話：03-5253-8111 (内線:41145、42103) 直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

特定整備認証の計画的な申請について（お願い） ～経過措置期間が満了するまであと2年となりました～

自動車の特定整備^{※1}をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、2年弱が経過いたしました。特定認証の経過措置期間の皆様が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、**令和6年4月まで**に特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、**十分な余裕を持った期間に申請**をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

2年後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！

機会損失



対象車両

将来的な機会損失も懸念

経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、**対象装置^{※2}を整備できません。**
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、**電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。**

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

国土交通省自動車局 整備課

特定整備事業の認証までのイメージ



(ご注意)

- 整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。
(実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。)
- 申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相応の期間を要する場合があります。
- 運輸支局での審査においては、これまでよりも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和4年5月より
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月~	令和2年5月~		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ, レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ, ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー, SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレール, フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット, アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8, アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー, アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ピアノ	1車種	



ISUZU



BMW



HONDA



MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっていないか確認できるツールです。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー(五十音順)	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/input
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
	【ランドローバー】	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU	0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
	【LEXUS】	https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
	【アウディ】	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115



http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html